

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の
補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、地域高規格幹線道路や交付金事業の補助率等が嵩上げ（50%を55%等に嵩上げ）されているところであるが、この嵩上げ規定は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいる地方自治体にとって、平成30年度以降補助率等が低減することは、死活問題であり、今後、地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

については、今後も迅速かつ着実な道路整備の推進により「安全・安心の確保」や「生産性の向上による成長力の強化」を実現するため「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置については、現行制度を平成30年度以降も継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

福井県あわら市議会